

令和5年 No.16

○東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程の制定

○東京学芸大学学生相談室要項等の一部を改正する要項の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第14号

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生相談室要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学学生相談室要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学生相談室要項（平成26年2月27日制定）
- (2) 東京学芸大学学生キャリア支援室要項（平成26年2月27日制定）
- (3) 東京学芸大学障がい学生支援室要項（平成26年2月27日制定）

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p><u>東京学芸大学総合学生支援ネットワーク規程</u></p> <p>(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に<u>東京学芸大学総合学生支援ネットワーク</u>（以下「<u>ネットワーク</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 <u>ネットワーク</u>は、学生支援センター、<u>国際交流／留学生センター</u>、保健管理センターその他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務) 第3条 <u>ネットワーク</u>は、学生相談、学生のキャリア支援、障がいのある学生支援、留学生支援、健康支援その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。 (2) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</p> <p>(組織) 第4条 <u>ネットワーク</u>は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 学生支援を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 学生支援センター長 (4) <u>国際交流／留学生センター</u>長 (5) <u>保健管理センター</u>長 (6) 学生委員会委員長 (7) キャンパスライフ委員会委員長 (8) 学務部長 (9) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 〔省略〕</p>	<p><u>東京学芸大学総合学生支援機構規程</u></p> <p>(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に<u>東京学芸大学総合学生支援機構</u>（以下「<u>機構</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 <u>機構</u>は、学生支援センター、<u>留学生センター</u>、保健管理センターその他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務) 第3条 <u>機構</u>は、学生相談、学生のキャリア支援、障がいのある学生支援、留学生支援、健康支援その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 学生支援の現状を把握すること。</u> <u>(2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。</u> (3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。 (4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</p> <p>(組織) 第4条 <u>機構</u>は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 学生支援を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 学生支援センター長 (4) <u>留学生センター</u>長 (5) <u>保健管理センター</u>所長 (6) 学生委員会委員長 (7) キャンパスライフ委員会委員長 (8) 学務部長 (9) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 〔省略〕</p>

(ネットワーク長等)

第5条 ネットワークにネットワーク長及び副ネットワーク長を置き、ネットワーク長は、前条第1項第1号の者をもって充てる。

2 ネットワーク長は、ネットワークの業務を総括する。

(ネットワーク会議)

第6条 ネットワークに、ネットワークの業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織するネットワーク会議を置く。

2 ネットワーク会議に議長を置き、ネットワーク長をもって充てる。

3 ネットワーク会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 ネットワーク会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 ネットワークに関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課が処理する。

〔省略〕

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ネットワークの運営等に関し必要な事項は、ネットワーク長が別に定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(機構長等)

第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、前条第1項第1号の者をもって充てて、副機構長は、構成員のうちから機構長が指名する。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する

(機構会議)

第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。

2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

3 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 機構に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課が処理する。

〔省略〕

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

〔省略〕

東京学芸大学学生相談室要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>東京学芸大学学生支援センター要項（令和5年3月23日制定）</u>第2条第6項の規定に基づき、東京学芸大学学生相談室（以下「室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生相談及びカウンセリングに関すること。 (2) 学生生活上の問題に対する予防的な啓発活動に関すること。 (3) 他の組織等との連携・協力に関すること。 (4) 相談業務の実施に必要な研修及び教職員への啓発活動に関すること。 (5) その他学生相談に必要な業務に関すること。 <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>室は、学生相談室長（以下「室長」という。）、室の業務に担当する専任教員及び特命教授等その他必要な職員をもって組織し、室の業務を担当する。</u></p> <p>(学生相談室会議)</p>	<p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>東京学芸大学学生支援センター規程（平成26年規程第4号）</u>第2条第4項の規定に基づき、東京学芸大学学生相談室（以下「室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生相談及びカウンセリングに関すること。 (2) 学生生活上の問題に対する予防的な啓発活動に関すること。 (3) 他の組織等との連携・協力に関すること。 (4) 相談業務の実施に必要な研修及び教職員への啓発活動に関すること。 (5) その他学生相談に必要な業務に関すること。 <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>室に、室長及び専任教員又は特命教授等（東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等をいう。）のほか、必要な職員を置く。</u></p> <p><u>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて学生支援センター長が委嘱する兼任教員を置くことができる。</u></p> <p><u>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>(室長)</p> <p><u>第5条 室長は、理事又は教員から学生支援センター長が指名する。</u></p> <p><u>2 室長は、室の業務を総括する。</u></p> <p><u>3 室長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合に指名される室長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>第2章 学生相談室会議</u></p> <p>(学生相談室会議)</p>

第5条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、次に掲げる者をもって組織する学生相談室会議（以下「室会議」という。）を置く。

- (1) 室長
- (2) 専任教員
- (3) 特命教授等
- (4) 学生課長

2 室長は、室会議を招集し、議長となる。

3 学生支援センター長は、必要に応じて室会議に出席して、意見を述べることができる。

4 室会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 室に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課が処理する。

(要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、大学教育研究基盤センター機構会議の議を経て大学教育研究基盤センター機構長が定める。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室会議が定める。

[省略]

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

第6条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、第4条に掲げる所属職員及び学生課長をもって組織する学生相談室会議（以下「室会議」という。）を置く。

2 学生支援センター長は、必要に応じて室会議に出席して、意見を述べることができる。

第3章 雑則

(事務)

第7条 室に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課が処理する。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て学生支援センター長が定める。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室会議が定める。

[省略]

東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>東京学芸大学学生支援センター要項（令和5年3月23日制定）第2条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学学生キャリア支援室（以下「室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達の支援に関すること。 (2) 学生の進路相談に関すること。 (3) 学生の教員就職支援に関すること。 (4) 学生の教育支援職就職支援に関すること。 (5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。 (6) 東京教師養成塾、公立学校教員採用候補者の大学推薦等に関すること。 (7) その他学生のキャリア支援に関すること。 <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>室は、学生キャリア支援室長（以下「室長」という。）</u>、<u>室の業務を担当する兼任教員、特命教授等のほか、必要な職員をもって組織する。</u></p> <p>2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) 教育学部各教室から選出された者 各1名 (3) 大学院教育学研究科各専攻（プログラムで構成される専攻にあつては各プログラム（学校組織マネジメントプログラムを除く。））から選出された者 各1名 (4) その他必要に応じて学生支援センター長が委嘱する者 若干名 <p>3 前項第2号及び第3号の規定に関わらず、社会科教室又は理科教室においては当該教室を構成する分野ごとに、大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻教科領域指導プログラム又は教育プロジェクトプログラムにおいてはサブプログ</p>	<p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>東京学芸大学学生支援センター規程（平成26年規程第4号）第2条第4項</u>の規定に基づき、東京学芸大学学生キャリア支援室（以下「室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達の支援に関すること。 (2) 学生の進路相談に関すること。 (3) 学生の教員就職支援に関すること。 (4) 学生の教育支援職就職支援に関すること。 (5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。 (6) 東京教師養成塾、公立学校教員採用候補者の大学推薦等に関すること。 (7) その他学生のキャリア支援に関すること。 <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>室に、室長、専任教員及び兼任教員のほか、必要な職員を置く。</u></p> <p>2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) 教育学部各教室から選出された者 各1名 (3) 大学院教育学研究科各専攻（プログラムで構成される専攻にあつては各プログラム（学校組織マネジメントプログラムを除く。））から選出された者 各1名 (4) その他必要に応じて学生支援センター長が委嘱する者 若干名 <p>3 前項第2号及び第3号の規定に関わらず、社会科教室又は理科教室においては当該教室を構成する分野ごとに、<u>生涯学習教室又は多文化共生教育教室においてはサブコースごとに、大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻教科領域指</u></p>

ラムごとに出選することができる。

- 4 第2項に掲げる者のほか、特別支援教育特別専攻科から選出された者を兼任教員とすることができる。
- 5 東京学芸大学大学教育研究基盤センター機構規程（平成31年規程第13号）第4条第3項の規定にかかわらず、第4条第2項第2号及び第3号の兼任教員の任期は1年又は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（学生キャリア支援室会議）

第5条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、次に掲げる者をもって組織する学生キャリア支援室会議（以下「室会議」という。）を置く。

- (1) 室長

(2) 第4条第2項第1号の兼任教員

(3) キャリア支援課長

- 2 室長は、室会議を招集し、議長となる。
- 3 室長は、第1項第3号の構成員が都合により出席できないときは、あらかじめ当該構成員が指名する者を代理出席させることができる。
- 4 学生支援センター長、第4条第2項第2号から第4号及び同条第4項の兼任教員並びに同条第6項の特命教授等は、必要に応じて室会議に出席し、意見を述べることができる。
- 5 室会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 室会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。

導プログラム又は教育プロジェクトプログラムにおいてはサブプログラムごとに出選することができる。

- 4 第2項に掲げる者のほか、特別支援教育特別専攻科から選出された者を兼任教員とすることができる。
- 5 兼任教員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等を置くことができる。
（室長）

第5条 室長は、理事又は副学長から学生支援センター長が指名する。

2 室長は、室の業務を総括する。

3 室長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合に指名される室長の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 学生キャリア支援室運営会議

（学生キャリア支援室運営会議）

第6条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、次に掲げる者で組織する学生キャリア支援室運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- (1) 室長

(2) 専任教員

(3) 第4条第2項第1号の兼任教員

(4) キャリア支援課長

- 2 室長は、運営会議を招集し、議長となる。
- 3 室長は、第1項第4号の構成員が都合により出席できないときは、あらかじめ当該構成員が指名する者を代理出席させることができる。
- 4 学生支援センター長、第4条第2項第2号から第4号及び同条第4項の兼任教員並びに同条第6項の特命教授等は、必要に応じて運営会議に出席し、意見を述べることができる。
- 5 運営会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 運営会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。

(学生キャリア支援室全体会)

第6条 〔省略〕

2 〔省略〕

(事務)

第7条 〔省略〕

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、大学教育研究基盤センター機構会議の議を経て大学教育研究基盤センター機構長が定める。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室会議が定める。

〔省略〕

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

第3章 学生キャリア支援室全体会

(学生キャリア支援室全体会)

第7条 〔省略〕

2 〔省略〕

第4章 雑則

(事務)

第8条 〔省略〕

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て学生支援センター一長が定める。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

〔省略〕

東京学芸大学障がい学生支援室要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>東京学芸大学学生支援センター要項（令和5年3月23日制定）第2条第6項</u>の規定に基づき、東京学芸大学障がい学生支援室（以下「室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障がい学生のための支援制度に関すること。 (2) 障がい学生のための施設等の整備に関すること。 (3) 教室、関係部署等との連絡調整に関すること。 (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。 <p>(職員)</p> <p>第4条 室は、<u>障がい学生支援室長（以下「室長」という。）</u>、<u>室の業務を担当する専任教員及び兼任教員（以下「専任教員等」という。）</u> <u>その他必要な職員をもつて組織し、室の業務を担当する。</u></p>	<p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、<u>東京学芸大学学生支援センター規程（平成26年規程第4号）第2条第4項</u>の規定に基づき、東京学芸大学障がい学生支援室（以下「室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障がい学生のための支援制度に関すること。 (2) 障がい学生のための施設等の整備に関すること。 (3) 教室、関係部署等との連絡調整に関すること。 (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。 <p>(職員)</p> <p>第4条 室に、<u>室長及び専任教員又は兼任教員のほか、必要な職員を置く。</u></p> <p><u>2 兼任教員は、次に掲げる者をもって充てる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>学生支援センター長が委嘱する者 若干名</u> <p><u>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等を置くことができる。</u></p> <p><u>(室長)</u></p> <p>第5条 室長は、理事又は教員から学生支援センター長が指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2 室長は支援室の業務を総括する。</u> <u>3 室長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合に指名される室長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <p><u>第2章 障がい学生支援室会議</u></p>

(障がい学生支援室会議)

第5条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、次に掲げる者をもって組織する障がい学生支援室会議（以下「室会議」という。）を置く。

- (1) 室長
- (2) 専任教員等
- (3) 学務課長
- (4) 学生課長

- 2 学生支援センター長及び室の業務を担当する特命教授等は、必要に応じて室会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3 室会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個別支援チーム)

第6条 〔省略〕

- 2 〔省略〕
- (任務)

第7条 〔省略〕

- (1)～(3) 〔省略〕
- (組織)

第8条 チームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 受入教室主任（教育学研究科にあっては、受入専攻代表（教育実践専門職高度化専攻及び教育支援協働実践開発専攻にあってはプログラム代表（サブプログラムを有する場合は、サブプログラム代表））、連合学校教育学研究科にあっては、受入連合講座主任（本学の教員でない場合は、本学の受入連合講座部会代表者）、特別支援教育特別専攻科にあっては、特別支援教育特別専攻科主任）
- (2) 第4条に定める専任教員 1名
- (3) 第4条に定める室員から選出された者（前号に該当する者を除く。） 1名
- (4) 当該学生の指導教員（教育学研究科及び連合学校教育学研究科にあっては、主指導教員。ただし、連合学校教育学研究科にあっては、主指導教員が本学の教員である場合に限る。）
- (5) 学務課副課長
- (6) 学生課副課長
- (7) その他必要に応じて室長が委嘱する者 若干名
(チームリーダー)

(障がい学生支援室会議)

第6条 室に、第3条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、第4条に掲げる所属職員、学務課長及び学生課長をもって組織する障がい学生支援室会議（以下「室会議」という。）を置く。

- 2 学生支援センター長及び第4条第3項の特命教授等は、必要に応じて室会議に出席し、意見を述べるができる。
- 3 室会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 個別支援チーム

(個別支援チーム)

第7条 〔省略〕

- 2 〔省略〕
- (任務)

第8条 〔省略〕

- (1)～(3) 〔省略〕
- (組織)

第9条 チームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 受入教室主任（教育学研究科にあっては、受入専攻代表（教育実践専門職高度化専攻及び教育支援協働実践開発専攻にあってはプログラム代表（サブプログラムを有する場合は、サブプログラム代表））、連合学校教育学研究科にあっては、受入連合講座主任（本学の教員でない場合は、本学の受入連合講座部会代表者）、特別支援教育特別専攻科にあっては、特別支援教育特別専攻科主任）
- (2) 第4条第1項に定める室員から選出された者 1名
- (3) 当該学生の指導教員（教育学研究科及び連合学校教育学研究科にあっては、主指導教員。ただし、連合学校教育学研究科にあっては、主指導教員が本学の教員である場合に限る。）
- (4) 学務課副課長
- (5) 学生課副課長
- (6) その他必要に応じて室長が委嘱する者 若干名
(チームリーダー)

第9条 〔省略〕

2 〔省略〕

(構成員以外の者の出席)

第10条 〔省略〕

(事務)

第11条 室及びチームの庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課が処理する。

(要項の改廃)

第12条 この要項の改廃は、大学教育研究基盤センター機構会議の議を経て大学教育研究基盤センター機構長が定める。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、室及びチームの運営に関し必要な事項は、室会議が定める。

〔省略〕

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

第10条 〔省略〕

2 〔省略〕

(構成員以外の者の出席)

第11条 〔省略〕

第4章 雑則

(事務)

第12条 室及びチームの庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部学務課が処理する。

(要項の改廃)

第13条 この要項の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て学生支援センター長が定める。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、室及びチームの運営に関し必要な事項は、室会議が定める。

〔省略〕